

広島市似島歓迎交流センター

指定管理者 応募要領

令和5年3月

広島市企画総務局

《 目 次 》

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	施設の概要	2
3	指定期間	2
4	指定管理者が行う業務	2
	(1) 業務の範囲	
	(2) 自主事業の実施	
	(3) 利用促進の取組	
	(4) 留意事項	
5	管理の基準	4
	(1) 休所日	
	(2) 開所時間（利用可能時間）	
	(3) 使用の制限	
	(4) 入場の制限	
	(5) 行為の禁止	
	(6) 行為の制限	
	(7) 関係法令等の遵守	
	(8) 開所日の拡大や開所時間の延長提案	
6	指定管理料に関する事項	5
	(1) 指定管理料の上限額	
	(2) 指定管理料の支払方法	
	(3) 利用料金の取扱い	
	(4) 前納利用料金	
7	指定の取消し等	6
8	申請資格等	6
	(1) 基本的事項	
	(2) 選定基準	
	(3) 欠格事項	
	(4) 法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	
	(5) 障害者雇用状況報告書等の提出	
	(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出	
9	応募要領の配布時期、説明会等	8
	(1) スケジュール	
	(2) 応募要領の配布期間、場所等	
	(3) 説明会の開催日時、場所等	
	(4) 質問の受付	
	(5) 申請書の受付	
10	提出書類	9
11	管理運営に関する収支計画書の開封	10
12	その他留意事項	10

13 審査及び選定に関する事項	10
(1) 審査方法等	
(2) 評価方法	
(3) 選定審査対象からの除外	
(4) 審査結果の通知及び公表	
(5) 仮協定・協定の締結	
(6) その他	
14 問い合わせ先	11

別紙1 提出書類一覧

別紙2 広島市似島歓迎交流センター指定管理者の申請者の評価基準

別添 管理運営に関する収支計画書等の提出方法

- ・様式1 指定申請書（単独団体用）
- ・様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）
- ・様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状
- ・様式4 広島市似島歓迎交流センターの管理運営に関する事業計画書
- ・様式4-1 具体的な利用料金の額
- ・様式4-2 基本勤務ローテーション表
- ・様式5及び様式5別紙 広島市似島歓迎交流センターの管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書
- ・様式6 広島市が推進すべき施策に関する報告書
- ・様式7 団体の概要
- ・様式8 役員名簿
- ・様式9 障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）
- ・様式10 障害者雇用計画書
- ・様式11 宣誓書
- ・様式12 応募説明会参加申込書
- ・様式13 申請関係質問票
- ・様式14 辞退届
- ・様式15 委任状
- ・様式16 事業所調書兼実体調査同意書
- ・様式17 指定管理実績調書

広島市似島歓迎交流センター指定管理者応募要領

1 指定管理者の募集の趣旨

広島市では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、指定管理者制度を導入しています。

今般、似島の活性化に向けて、島内で最大の集客能力を有している広島市似島臨海少年自然の家（以下「自然の家」という。）を再整備し、施設の名称を「広島市似島歓迎交流センター（以下「歓迎交流センター」という。）に改め、これを設置することに伴い、指定管理者候補者の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

【歓迎交流センターの名称に込めた本市の思いと提案に向けた留意事項】

本市では、似島の住民が来訪者を歓迎し様々な形での交流を深めることができる新たな拠点を用意するとともに、多くの人々に似島の魅力を広く発信することで、人口減少や少子高齢化が進んでいる似島を活性化したいと考え、施設の名称を「広島市似島歓迎交流センター」としました。

歓迎交流センターの管理運営に係る提案に当たっては、こうした本市の思いを踏まえた上で、当施設の管理運営において求められる次の事項に留意し、「広島市似島歓迎交流センターの管理運営に関する事業計画書（様式4、4-1、4-2）」を作成してください。

(1) 企業研修や観光客の利用の促進

歓迎交流センターは、自然の家の主な利用者であった小・中学校等の利用に加え、より広範な利用者（企業研修や観光客等）の受け入れを行います。これに向けて再整備工事では、企業研修の需要に応えるために現在の生活棟（大浴場棟）の食堂を大研修室に改修するとともに利便性の高い食堂及び多目的に活用可能な研修室を有する食堂棟を新設し、観光客等の利用への対応を可能とするために冷暖房や浴室、便所等の設備が整ったコテージを新設することとしています。

(2) 小・中学校等の利用への配慮

自然の家が社会教育施設として心身ともに健全な少年を育成する重要な役割を担ってきた経緯から、再整備後においても、主な利用者であった小・中学校等の利用を継続することとしています。ついては、小・中学校等の利用に係る利用料金設定やプログラム等は、再整備前の水準（「令和4年度広島市似島臨海少年自然の家 要覧」参照）を可能な限り踏襲することとし、これらの利用に支障が生じないような配慮が求められます。なお、広島市としても、当施設の施設所管課に自然の家の従事経験者を配置することで、当面の間、指定管理者に対して、これまで自然の家が提供してきたプログラム等に関する研修等を行える体制を整えます。

(3) 似島の住民との連携・協力

人口減少・少子高齢化が進む似島において、地域を活性化し、地域住民の暮らしを維持していくためには、歓迎交流センターの利用促進に加えて、似島の住民と密に連携・協力した運用が必要です。ついては、当施設の管理運営に当たっては、食堂や大浴場等の日帰り利用を可能にするなど、似島の住民にとっても利用しやすい施設運用とすることや、似島の住民が主体的に来訪者を歓迎するために必要な環境や取組体制の整備が求められます。なお、令和4年3月に似島の住民有志が作成した「似島地域活性化ビジョン つながる、はぐくむ、ふるさとにのしま」では、中長期的な取組として「自然の家リニューアル後は島民が利用しやすい施設とすることだけでなく、地域が収益を得る場としての活用について検討する。」という記載があり、似島の方々も歓迎交流センターの活用に対してこのような意向があることに留意してください。

2 施設の概要

- (1) 名 称 広島市似島歓迎交流センター
- (2) 設置目的 似島の住民が、似島への来訪者を歓迎し、その恵まれた自然環境や貴重な歴史的文化的所産を生かした市民の交流、体験等の活動（以下「交流体験等活動」という。）が行える場を提供する拠点を設けることにより、市民の交流等を促進し、地域の活性化を図るとともに、観光の振興等に資することを目的としています。
- (3) 所在地 広島市南区似島町字東大谷182番地
- (4) 建物構造 鉄筋コンクリート造、地上2階建
- (5) 敷地面積 69,725.19㎡
- (6) 延床面積 8,973㎡
- (7) 施設内容 別添資料1「施設内容」参照

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

- ア 歓迎交流センターの事業の実施に関する事。
- イ 歓迎交流センターの使用の許可に関する事。
（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）
- ウ 歓迎交流センターへの入場の制限に関する事。
- エ 歓迎交流センターにおける行為の許可に関する事。
- オ 歓迎交流センターの特別設備の設置の許可に関する事。
- カ 歓迎交流センターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- キ その他市長が定める業務

なお、指定管理者が地域に貢献するものとして実施することを申し出た事業であって、市が適当と認めるものについては、市の事業として委託するなどの措置を講じます。

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。なお、ア、イに掲げる事業については、利用者の利便を図るため、必ず行ってください。また、自主事業に必要なスペースについては行政財産の目的外使用となることから、市への使用料の納付が必要となります。

- ア 利用者への食事の提供事業
- イ 指定管理業務として実施する活動プログラムに必要な資材調達・提供（実費の徴収）事業
- ウ その他施設の利用促進、利用者の利便向上、地域の活性化及び観光の振興等を図ることを目的とした様々な自主事業（例：主催事業以外の自主イベント、自動販売機の設置、印刷サービス）

(3) 利用促進の取組

歓迎交流センターの利用促進を図るため、広島市が設定している以下の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

なお、大浴場（大浴場棟）は、令和6年6月頃の供用開始を見込んでいることから、約2か月間は利用できないものとして基準値を設定しています。その他指定管理期間中に施設利用ができない状況

が生じた場合には、この影響を踏まえ再設定する場合があります。

広島市の基準値（延べ利用者数）：令和6年度から令和10年度まで（単位：人）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
宿泊利用者数	23,259	29,941	36,624	43,307	50,000
その他の施設利用者数	15,785	16,377	16,769	17,161	17,553
合計	39,044	46,318	53,393	60,468	67,553

※ 宿泊利用者数は、宿泊棟及びコテージを宿泊で利用する場合において、利用した日ごとの宿泊した人数と退所した日の人数を足した数（＝宿泊最終日滞在人数を含む数）です。

例えば、100人の団体が2泊3日で利用する場合、利用した日ごとの宿泊人数（1泊目：100人、2泊目：100人）と退所した日の人数（100人）を足し、宿泊利用者数は300人となります。

※ その他の施設利用者数は、申請書に記載された施設ごとの人数をそれぞれ足した延べ人数とします。ただし、許可申請を伴わない施設利用（プール施設の利用等）において、レシート等により利用者数を把握できる場合は、この方法により算定した人数を加えることとします。

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は「広島市似島歓迎交流センター指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照してください。

イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について広島市に他の報告書と併せて提出してください。

ウ 避難場所として使用する場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応してください。

(ア) 施設の開錠・施錠

(イ) 施設使用についての指示（使用可能箇所及び使用可能備品等の提示）

(ウ) 各種設備の使用方法等の指導等

(エ) 施設の使用調整（既に申請があるものへの対応）

エ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 休所日

年中無休（ただし、大浴場棟の大浴場はあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める日、プール施設は12月1日から翌年3月31日とする。）

(2) 開所時間（利用可能時間）

ア 大浴場棟の大研修室、食堂棟、体育棟、炊飯テラス 午前9時から午後9時まで

イ 大浴場棟の大浴場 あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める時間

ウ 宿泊棟 使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午後2時まで

エ コテージ

(ア) 宿泊で使用する場合 使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午前10時まで

(イ) 休憩で使用する場合 午前11時から午後2時まで

オ プール施設

(ア) 4月1日から6月30日まで、9月1日から11月30日まで 午前9時から午後4時まで

(イ) 7月1日から8月31日まで 午前9時から午後6時まで

(3) 使用の制限

次のいずれかに該当するときは、歓迎交流センターの使用は許可しません。

ア 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

イ 歓迎交流センターの施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

ウ 使用の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。

エ その他管理運営上支障があるとき。

(4) 入場の制限

次のいずれかに該当する者に対しては、歓迎交流センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができます。

ア 伝染性の病気にかかっていると認められる者

イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者

ウ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者

エ その他管理運営上支障があると認められる者

(5) 行為の禁止

歓迎交流センターにおいては、次に掲げる行為を禁止します。

ア 施設等を損傷し、又は汚損すること。

イ 利用者に迷惑を及ぼすような行為をすること。

ウ 所定の場所以外で飲酒し、又は火気を使用すること。

エ その他管理運営上支障があると認められる行為をすること。

(6) 行為の制限

歓迎交流センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とします。

ア 行商、募金、出店、興行その他これらに類する行為をすること。

イ 業として写真又は映画を撮影すること。

ウ 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために歓迎交流センターの全部又は一部を独占して利用すること。

(7) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、個人情報の保護に関する法律、広島市似島歓迎交流センター条例、広島市似島歓迎交流センター条例施行規則、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令等を遵守してください。

(8) 開所日の拡大や開所時間の延長提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開所日の拡大や開所時間の延長について提案をすることができます。

なお、広島市において必要があると判断したときは、休所日や開所時間を変更することがあります。

6 指定管理料に関する事項

歓迎交流センターの管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び市が支払う施設運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料の上限額（5年分）は、**9億4,157万3千円**（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

なお、指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

また、指定期間中に本市事業の実施に当たり、業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整します。

申請者は、下表①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

積算額	内 訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など、指定管理者が歓迎交流センターを管理運営するに当たって必要となる経費。
②利用料金等 (収入)	利用料金、その他指定管理者が管理運営を行うに当たって生じる収入。

(2) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申し出によって、指定管理料を概算払とすることができます。

広島市から指定管理者への支払は、毎月払とします。

(3) 利用料金の取扱い

ア 設定

利用料金の額は、広島市が条例で定める金額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

イ 減免・返還

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

(4) 前納利用料金

前納利用料金とは、指定管理者が収納した次期指定期間の施設等の使用に係る利用料金のことで、指定管理期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。このため、令和10年度の収支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用料金収入を算定してください。

7 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市似島歓迎交流センター条例第16条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。

なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

- ア 利用者の平等な歓迎交流センターの利用が確保されること。
- イ 事業計画書の内容が、歓迎交流センターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った歓迎交流センターの管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

- ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
 - イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
 - ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
 - エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
 - オ 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
- (※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。
- (※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（令和4年6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式10。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(注1)「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(注2)障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

(5) 障害者雇用状況報告書（様式9）等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式9を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証の写し等及び身体障害者手帳等）を提出してください。

(※) 障害者を常用雇用していることを確認できる書類に住所及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式16）を提出してください。「広島市が推進すべき施策に関する報告書（様式6）」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式6では、事業活動を行っている事業所等（本店・支店など）を報告してください。

9 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	令和5年3月27日（月）から令和5年6月26日（月）まで
イ 説明会の開催	令和5年4月11日（火）午後1時30分から
ウ 質問受付期間	令和5年4月12日（水）から令和5年4月26日（水）まで
エ 申請書受付期間	令和5年6月19日（月）から令和5年6月26日（月）まで
オ 収支計画書の開封日	令和5年6月27日（火）午前10時30分から
カ 書類審査・面接審査	令和5年7月下旬頃
キ 審査結果の通知	令和5年8月上旬頃
ク 仮協定の締結	令和5年8月上旬頃
ケ 指定管理者の指定	令和5年9月下旬頃
コ 協定の締結	令和5年10月頃

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

ア 配布期間	令和5年3月27日（月）から令和5年6月26日（月）まで 午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
イ 配布場所等	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課において配布する。また、広島市ホームページ（ https://www.city.hiroshima.lg.jp ）からもダウンロードできる。

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

ア 開催日	令和5年4月11日（火）午後1時30分から2時間程度
イ 開催場所	広島市似島歓迎交流センター（旧似島臨海少年自然の家）体育棟2階研修室 （広島市南区似島町字東大谷182番地）
ウ 申込方法	次の要領で参加申込書を提出してください。 様式：応募説明会参加申込書（様式12） 提出期限：令和5年4月7日（金）午後5時15分まで 提出先：企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課 提出方法：持参、電子メール又はFAX ※持参の場合は、土曜日、日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付けます。電子メール又はFAXの場合は、担当者に電話連絡の上、送信してください。（「14問い合わせ先」を参照）
エ その他	① 申請者は説明会にできるだけ参加してください。 ② 参加人数は各団体3名以内としてください。 ③ 「応募要領」、「仕様書」、「各様式」、「別添資料」を持参してください。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間	令和5年4月12日（水）から令和5年4月26日（水）午後5時15分まで
イ 受付方法	次の要領で質問書を提出してください。 様式：申請関係質問票（様式13） 提出先：企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課 提出方法：持参、電子メール又はFAX ※ 持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付けます。 ※ 電子メール又はFAXの場合は、担当者に電話連絡の上、送信してください。（「16問い合わせ先」を参照）
ウ 回答予定	令和5年5月2日（火）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間	令和5年6月19日（月）から令和5年6月26日（月）午後5時15分まで
イ 提出場所	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
ウ 提出方法	持参又は郵送。 ※ 持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付けます。 ※ 郵送の場合は、特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。期限を過ぎて提出された場合は選定の対象外とします。 ※ 電子メール、FAXでの受付は行いません。

10 提出書類

提出書類については、提出書類一覧（別紙1）を参照してください。

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

- (1) 開封日 令和5年6月27日（火）午前10時30分から
- (2) 開封場所 広島市役所本庁舎9階第1会議室
- (3) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

12 その他留意事項

- (1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式14）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。
- (8) 提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要な場合には、広島市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。
- (10) 事業計画書には収支計画書の内容を記載しないようにしてください。

13 審査及び選定に関する事項

- (1) 審査方法等

ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。

イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会にて提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ 面接は、7月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。

エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内（応募団体の職員等に限る。）の出席をお願いします。

オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

- (2) 評価方法

広島市で定めた基準（別紙2「広島市似島歓迎交流センター指定管理者の申請者の評価基準」）に

より評価します。

(3) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合
- エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合
- オ その他不正行為があった場合

(4) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、8月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(5) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。

イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(6) その他

ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

14 問い合わせ先

広島市企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課 野木、鈴木

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎11階）

電話：082(504)2837 Fax：082(504)2029

E-mail：chiikikassei@city.hiroshima.lg.jp